

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和2年5月19日

会議の名称	庁議
開催日時	令和2年5月19日（火） 9時30分～ 10時15分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎誠一 総務部長 川幡浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上孝浩 子ども・健康部長 芦野伸二 都市整備部長 中森福夫 上市長公室長 松永 仁 下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 今野喜明 教育政策部長 北村竜一 (計13人)
欠席者職氏名	議会事務局長 大河内充
説明員職氏名	<b>【付議】</b> 1 総合行政部長 尾崎誠一 2 総務部長 川幡浩之 3 福祉部長 村上孝浩 4～6 子ども・健康部長 芦野伸二 7 教育政策部長 北村竜一 <b>【報告】</b> 1 市長公室長 松永 仁 2 総務部長 川幡浩之
議 題	<b>【付議】</b> 1 工事請負変更契約の締結について（志木市現庁舎解体工事）（総合行政部） 2 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務部） 3 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（福祉部）

	<p>4 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）</p> <p>5 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）</p> <p>6 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）</p> <p>7 志木第二小学校体育館大規模改修工事請負契約の締結について（教育政策部）</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 令和2年志木市議会6月定例会提出議案について（市長公室）</p> <p>2 令和2年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）</p>
<p>結 果</p>	<p><b>【付議】</b></p> <p>1 了承</p> <p>2 了承</p> <p>3 了承</p> <p>4 了承</p> <p>5 了承</p> <p>6 了承</p> <p>7 了承</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 了解</p> <p>2 了解</p>
<p>事務局職員職氏名</p>	<p>秘書政策課長 外立 健一</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>特になし</p>
<p>会議内容の記録（経過、結果等）</p>	

## 開会

総合行政部長が開会を告げる。

### 【付議】

#### 1 工事請負変更契約の締結について（志木市現庁舎解体工事）（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

志木市現庁舎解体工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

#### 【内容】

- (1) 工事名 志木市現庁舎解体工事
- (2) 工事場所 志木市中宗岡1丁目1番1号
- (3) 履行期限 令和2年7月31日
- (4) 変更履行期限 令和2年9月30日
- (5) 請負代金額 金317,900,000円
- (6) 受注者 協同建設株式会社

変更理由は、工事の着工後に建築部材のアスベスト分析調査を行った結果、アスベストが含有されている建築部材が複数あることを確認したため、これらを法令に則り除去、処分する期間を考慮し、2か月の工期延長が必要であると判断したものである。

○質疑応答等

・工事着工前にわからなかったのか？

→例えば、屋上の床など庁舎の使用を終えた後でしか、調査のできない箇所があるため、事前には把握できなかった。

#### 2 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務部）

○概要説明：総務部長

デジタル手続法の一部施行に伴い、マイナンバーの通知については、これまでの通知カードが廃止され、個人番号通知書により行われることから、通知カード再交付手数料（1件500円）を廃止するものである。

○質疑応答等

特になし

#### 3 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

本案は、平成 27 年 4 月から消費税増収分を活用した公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、一部実施を行っているところですが、昨年 10 月の消費税率 10%への引上げを踏まえ、さらに低所得者の保険料率の軽減を図るものである。

【内容】

区 分	第 1 段 階	第 2 段 階	第 3 段 階
2018 年 4 月～	0.45	0.75	0.75
2019 年 4 月～	0.375	0.625	0.725
<b>2020 年 4 月～</b>	<b>0.3</b>	<b>0.5</b>	<b>0.7</b>

※第 1 段階は、2015 年 4 月から一部実施し、0.5から0.45に軽減しています。

区 分	第 1 段 階	第 2 段 階	第 3 段 階
改正前の保険料年額	21,300 円	35,500 円	41,100 円
<b>改正後の保険料年額</b>	<b>17,000 円</b>	<b>28,400 円</b>	<b>39,700 円</b>
差 引	▲ 4,300 円	▲ 7,100 円	▲ 1,400 円
公 費 負 担 割 合	国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4		

○質疑応答等

特になし

4 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども健康部長

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、保育所等の連携に関する基準を改正したいので、子ども・子育て支援法第 46 条第 2 項の規定によりこの案を提出するものである。

【内容】

特定地域型保育事業者は、市長が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合を除き、卒園する子どもが継続的に教育・保育の提供を受けられるように連携施設を確保しなければならないとされている。

今回の改正は、連携施設の確保を不要とすることのできる場合をさらに加え

るもので、卒園後も継続的に教育・保育の提供を受けられるよう、市長がその子どもを優先的に取り扱う措置などを講じている場合についても特定地域型保育事業者による連携施設の確保を不要とすることができるようにするものである。

○質疑応答等

特になし

## 5 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども健康部長

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、保育所等の連携に関する基準等の改正をしたいので、児童福祉法第34条の16第1項の規定によりこの案を提出するものである。

### 【内容】

#### (1) 連携施設の確保に関する規定の見直し

家庭的保育事業者等は、市長が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合を除き、卒園する乳幼児が継続的に教育・保育の提供を受けられるように連携施設を確保しなければならないとされているが、今回、連携施設の確保を不要とすることのできる場合をさらに加え、卒園後も継続的に教育・保育の提供を受けられるよう、市長がその乳幼児を優先的に取り扱う措置などを講じている場合についても連携施設の確保を不要とすることができるようにするものである。

#### (2) 家庭的保育事業の職員の項目の見直し

条例第22条第2項第2号について、児童福祉法の条ずれに伴う改正を行うものである。

旧) 児童福祉法第34条の20第1項第4号

新) 児童福祉法第34条の20第1項第3号

#### (3) 居宅訪問型保育事業者が提供する保育内容の見直し

条例第36条第4号の内容に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えるものである。

○質疑応答等

特になし

**6 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）**

○概要説明：子ども健康部長

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童育成支援員に関する基準を改正したいので、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、この案を提出するものある。

**【内容】**

放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者などであって、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修（放課後児童支援員認定資格研修）を修了したものと規定されているところであるが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に中核市の長を新たに加えるものである。

○質疑応答等

特になし

**7 志木第二小学校体育館大規模改修工事請負契約の締結について（教育政策部長）**

○概要説明：教育政策部長

志木第二小学校体育館大規模改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

**【内容】**

- (1) 工事名 志木第二小学校体育館大規模改修工事
- (2) 工事場所 志木市館1丁目2番1号
- (3) 履行期限 令和3年2月26日
- (4) 請負金額 金208,450,000円
- (5) 入札日 令和2年5月14日

○質疑応答等

特になし

**【報告】**

**1 令和2年志木市議会6月定例会提出議案について（市長公室）**

○概要説明：市長公室長

6月定例会に提出する議案は16件である。

議案	16件
専決処分承認	7件
補正予算	2件
条例	5件
工事請負契約締結	1件
工事変更契約締結	1件
報告	5件

○質疑応答等

特になし

## 2 令和2年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和2年6月定例会に提出する補正予算は、次のとおりである。

（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第2号）	35,861,667	▲642,474	→ 35,219,193
国保特別会計（第2号）	6,515,697	3,000	→ 6,518,697
介護特別会計（第1号）	4,481,080	0	→ 4,481,080

※介護保険特別会計は、介護保険料の減に伴う一般会計繰入金増による財源振替のみであり、予算額は増減しない。

○質疑応答等

特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。